

# 遡及して資格取得する場合

原則、資格取得届は資格取得日の翌月の10日までに提出する必要があります。提出期限を超過し資格取得届を提出する場合は、下記書類の提出が必要となるため、ご注意ください。

1. 雇用保険被保険者資格取得届
2. 遅延理由書（6ヶ月以上遡及して取得する場合は必須）
3. 労働者名簿
4. 契約書又は労働条件通知書等（資格取得日から最新分まで）
5. 賃金台帳（資格取得日から最新分まで）
6. 出勤簿（資格取得日から最新分まで）

- 原則、ハローワークで資格取得届を受理（※）してから、2年前までは遡及して資格取得できる可能性があります。

※添付書類の不足や記入漏れ等があれば受理することはできないため、ご注意ください。

## 【例外】

- 給料から雇用保険料を天引きしていたが、資格取得届出を失念していた場合、雇用保険料の天引きが行われていたときから遡及して資格取得できる可能性があります。

その他、ご不明点があれば、お気軽にお問い合わせください。